

憲法週間行事を実施しました！

司法に対する国民の理解と信頼を深めるために、毎年憲法週間の時期に、裁判所が検察庁及び弁護士会の協力を得て、様々な行事を行っています。

令和5年から年齢が18歳以上であれば裁判員に選ばれることもあることから、今年度は、6月3日(金)に高校生を対象にオンラインによる広報行事「裁判員裁判について知ろう！聞いてみよう！」を実施しました。

本行事には、サビエル高等学校の生徒の皆さんに参加していただきました。

生徒の皆さんには、事前にDVD「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」を視聴していただき、当日は、裁判員になったつもりで「被告人は実刑か、執行猶予か」について、裁判官、検察官、弁護士と意見交換を行いました。

また、生徒の皆さんからの裁判員制度に関する質問にお答えしました。

ZOOMを利用して参加者と法曹三者が意見交換をしている様子



生徒の皆さんの感想

- ・実際に裁判官、検察官、弁護士に話を聞くことができ、とても面白かった。
- ・裁判の仕組みを知ることができてよかった。
- ・被告人が実刑か執行猶予かを考えるのは難しかった。
- ・裁判の過程に関わることができるため、裁判員裁判は必要だと思った。
など・・・

参加していただいた8人の生徒の皆さんのうち、6人から将来裁判員をやりたいとお答えいただきました。



さいニャン

(山口地方裁判所総務課作成)